

る申込みへと運用の変更を行っており、今夏の運用開始を予定しております。書面の全面改定には多額の費用を要し、システムの変更に併せて約款の改定を含めた検討を行なっています」との回答がありました。一旦改定を約束してから2年半が経過しても、約款の改定作業を現実に行わない不誠実な回答となっています。そこで約款をいつまでに改定をするのか具体的な質問を2013年4月26日付「ご連絡」として送付しました。

(2) 富久屋マネージメント㈱から「『お問い合わせ』及び『申入れ及び要請書』について」を受領していましたが、それに対して「ご連絡」を送付しました。

同社から2013年4月11日付「『お問い合わせ』及び『申入れ及び要請書』について」を受領。「弊社は委託された会社の経理全般業務の会社でお客様との契約・対応など一切関与致していない、営業会社のVeaU Bridal社に再発行してほしい。ホームページから弊社の名前を削除してほしい」との内容でした。改めて経緯などを調査確認し、同社の意見に反論する2013年4月26日付「ご連絡」を送付しました。

【今回送付した「ご連絡」の概要】

1. 情報提供者の契約書面に、同社名が記されている。加えて、領収書には同社名が単独で記載されていることから、契約主体であると判断した。

2. 商業登記簿によると、「貸衣裳業」等が目的欄に記載がある一方、経理（受託・代行）業務については目的欄に記載なし。
3. 商業登記簿によると、VeaU Bridal社の代表が同社の役員を兼務している。
4. 仮に同社が営業会社から持ち株会社にその業態を移行した等の事情があれば具体的な経緯を示していただくべき。
5. 同社に対して「お問い合わせ」、「再お問い合わせ」、「申入れ及び要請書」を送付し、同社の対応がなかったことは事実であるので、当団体ホームページからの削除には応じられない。

(3) 住宅金融支援機構に対し、団体信用生命保険の中途解約条項について計算方法の開示などを尋ねた「再々お問い合わせ」を送付しました。

年払い方式で支払う特約料について一切返済しないとしている条項を、加入者の繰上返済・脱退等を基準に特約料を月割計算に基づいて返還する旨の条項に改めるよう申入れました。2013年7月1日より当団体の申入れに沿った内容で改善されるとの趣旨で、2013年4月1日に同機構ホームページにて公表されました。

その計算方法開示などを尋ねる2013年4月26日付「再々お問い合わせ」を送付しました。

詳しくは
KC'sホームページトップピックス欄からご覧ください。
消費者支援機構関西 検索 クリック

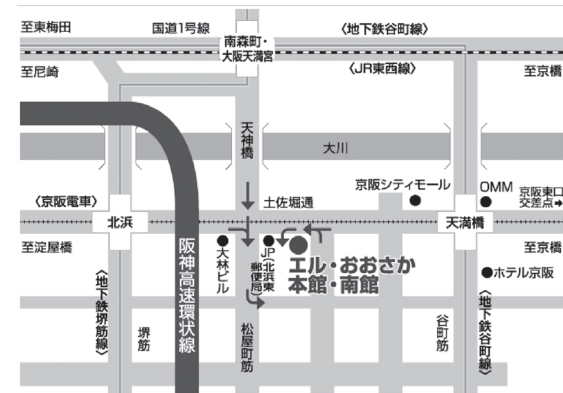
行事のご案内

2013年度KC's通常総会・シンポジウムのご案内

- ◆日程：6月22日（土）13：30～17：00
- ◆場所：エル・おおさか 南館5階 南ホール
(京阪・地下鉄 天満橋駅から徒歩5分)
- ◆内容：通常総会 13：30～14：20
シンポジウム 14：30～17：00
- ◆シンポジウムテーマ：

「集団的消費者被害回復制度とKC'sの役割」
集団的消費者被害回復制度の詳細について明確にし、その制度を担っていくKC'sの適格消費者団体としての歩みと到達について確認していただきます。

1. 基調報告 (14：30～14：50)
坂東俊矢KC's常任理事 (京都産業大学法科大学院院長、弁護士)
消費者団体訴訟制度ができた経過、適格消費者団体の歩み、新訴訟制度の展望を報告します。
2. 集団的消費者被害回復制度の概要報告 (14：50～15：10)
KC's新制度プロジェクトメンバーから報告します。
3. 休憩 (15：10～15：20)
4. パネルディスカッション (15：20～16：50)



KC's NEWS

No.43
2013.6.3

発行所 KC's事務局 〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1-1 天満橋千代田ビル2号館2階 TEL.06-6945-0729 FAX.06-6945-0730 eメール: info@kc-s.or.jp

集団的消費者被害回復制度法案が国会に提出されました!

KC's新制度プロジェクトチーム 弁護士 大高友一
2013年4月、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」(集団的消費者被害回復制度)が国会に提出されましたので、法案の内容に基づき、新制度の概要をご紹介します。内容については、今後の国会審議において変更や修正等があり得るのでご注意ください。

業者に共通義務のあるとされた場合には、対象消費者に対する通知・公告を行って手続への参加を募り、個々の対象消費者の請求権につき個別事情を審理して確定させるというものです(二段階目の手続、債権確定手続)。この結果、被害者は共通争点に関する確定的判断が出た後に手続に参加可能となり、権利行使が容易になるものと見込まれています。

1. 本法案の概要

消費者被害は同種被害が多数発生することが多いものの、個々の被害は比較的低額なものにとどまることが多く、また消費者側に情報力や交渉力が不足しているために消費者が被害回復を求めて権利行使をすることは必ずしも容易ではありません。

新しい制度は、このような実情を踏まえて手続を二段階に分け、まず特定適格消費者団体が提起した訴えに基づいて「事業者の共通義務」(いわゆる「共通争点」。例えば、ある事業者が消費法に反する過大な違約金を徴収していた事例において、当該条項が無効であるが故に負うべき違約金返還義務等。)の有無を先行して審理し、裁判所が確定的な判断を下します(一段階目の手続、共通義務確認訴訟)。その後、事

2. 制度の対象

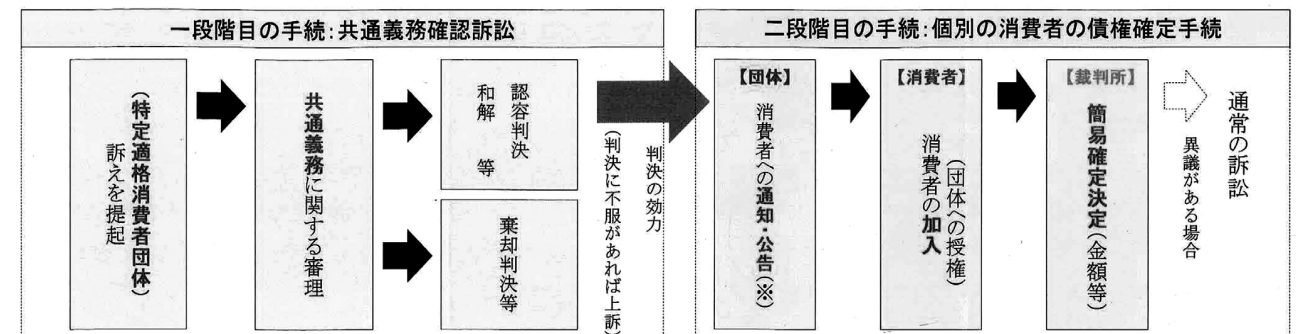
本制度による救済対象となるのは、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害において事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であって、以下に紹介する五類型です。ただし、救済対象は原則として本法案施行日(公布から3年以内)以降に締結された消費者契約に関して生じた金銭の支払義務に限られます。

①消費者契約に基づく履行請求

具体的には、投資契約等において事業者が約定通りの配当履行をしない事案などが対象として想定されます。

②不当利得に基づく請求

具体的には、公序良俗違反で無効となる契約(原野商法等の暴利商法事案等)、不当な勧誘行為等を理由として取り消されうる契約、債務不



仮差押え: 特定適格消費者団体は、強制執行ができなくなるおそれがある場合などに、対象債権の総額の範囲で、仮差押命令の申立てをすることができる。
※ 特定適格消費者団体が対象となる消費者に対し、書面等で個別に通知、相当な方法により公告(インターネット等も可) (消費者庁作成資料より)

履行やクーリングオフを理由として解除される契約のほか無効となる契約条項（過大な違約金条項等）のために消費者が支払代金等の返還を求めるような事案が対象となります。

③契約上の債務不履行による損害賠償請求

④瑕疵担保責任による損害賠償請求

具体的には、見本写真と大きく異なったおせち料理を顧客に提供して社会問題化した事案のように一定範囲の顧客に対して共通した債務不履行をしたような事案や工業製品等の同一規格品に同種の瑕疵があったような事案が典型的には対象となります。

⑤不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求

本類型は不法行為事案一般ではなく、被告事業者との間に直接の契約関係があり、かつ民法上の不法行為に基づく事案に限定されています。その結果、未公開株詐欺商法のような組織的悪質商法が典型的な対象となり、PL法等の特別法上の責任に基づく損害賠償請求権は基本的に救済対象となりません。

なお、③から⑤までの類型の請求においては、いわゆる拡大損害（逸失利益、人身損害や慰謝料等）については本制度の救済対象から除外されています。

3. 提訴権者

本制度の提訴権者は、適格消費者団体のうち消費者被害の救済を適正に遂行できる体制や能力、経理的基礎等も備えていると認定された特定適格消費者団体に限られています。

4. 手続の流れ

(1) 共通義務確認訴訟（一段階目の手続）

事業者の共通義務の有無が審理の対象となります。一段階目で事業者の義務を認める判決がなされたときは、事業者は二段階目の手続において届け出た消費者に対してその判決内容をさらに争うことはできません。

(2) 債権確定手続（二段階目の手続）

対象消費者に対して通知・公告を行って届出を受け付け、届出をした対象消費者につき個々

二段階目の手続(仕組みと具体例)



の請求権の存否及びその額を審理して確定をします。具体的な審理手続については簡易な手続と通常の訴訟手続を組み合わせた仕組みが設けられ、個別事情についての適切な審理を確保しながら同時に迅速な解決が可能な仕組みとなっています。

5. おわりに

この新制度に対しては、濫用のおそれがある企業競争力を損なうなどといった批判も根強くされているところですが、

集团的消費者被害回復制度関連の動き

(1) 集团的消費者被害回復制度法案について国会審議を求める緊急アピールを公表しました。

近畿の適格消費者団体3団体(KC's・京都消費者契約ネットワーク・ひょうご消費者ネット)は、新制度法案について、国会審議の中でより良い制度になるように緊急アピールを公表しました。

(2) 「集团的消費者被害回復制度」の今国会での実現を求める院内集会在開催されました。

消費者が長年にわたり求めてきた「集团的消費者被害回復制度」を創設するための法案が今国会に上程され、早期成立の必要性を関係する議員の方々に理解いただくため5月8日に開催されました。全体で142人(KC'sより3人)が参加しました。消費者庁長官あいさつ、制度概要説明、各会派から成立に向けた決意表明がありました。終了後、消費者問題特別委員会委員の議員事務所にて要請行動を行いました。

(3) 食品表示法案の差止請求権を実効性のあるものにするための説明資料を作成しました。

3月の適格消費者団体連絡協議会で食品表示法案に差止請求権と位置付けるとの紹介があり、立証責任の転換と調査をするために公共機関の

回の法案では、濫用の要因となりうる点について可能な限りの手当がされており、逆に、この結果として、制度の使い勝手は必ずしも良いとはいえず、また特定適格消費者団体の負担が重い面もあり、本制度がどの程度活用されるかという懸念もあります。とはいえ、この制度実現の暁には、消費者被害救済のために大いに活用されることが期待されますので、早期の法案成立が望まれるところです。(法律案について詳しくは消費者庁のホームページをご覧ください)

協力が得られないと差止請求は難しいとの議論がありました。KC'sでも同様の議論を行い、集团的消費者被害回復制度の早期成立が第一ですが、差止請求に関し適格消費者団体としての意見をまとめました。

(4) CIが集团的消費者被害回復制度をめぐる日本の状況を2度ニュースで取り上げました。

Consumers International(本部がイギリスにあり、115カ国から220を超える団体が参加する消費者団体の国際的な連合体、国際消費者機構)が、集团的消費者被害回復制度の閣議決定後の日本の状況をニュースとして取り上げました。(4月11日・5月15日)

(5) 消費者基本計画についてのパブリックコメントに対する意見を消費者庁に提出しました。

4月26日に消費者基本計画のパブリックコメントが公表されました。差止請求や集团的消費者被害回復制度に係ることに絞って意見をまとめ5月16日に提出しました。

詳しくはKC'sホームページトップボックス欄からご覧ください。消費者支援機構関西 検索 クリック

この間の差止裁判・申入れ活動のご報告

(1) 貸衣装会社の㈱レンタルブティックひろに対して「ご連絡」を送付しました。

「2009年秋に2010年春の結婚式の仮予約をしたところ貸衣装の予約も勧められ前金30%を支払った。契約の2日後キャンセルを申し出ると、解約料30%を請求された」という内容の情報提

供に対して、協議などを行い、約款の一部改定を約束したため、一旦終了していました。しかし、改定の約束から約1年半が経過した2012年春に「約款の改定がされていない」と情報提供があり、再度申入れを行いました。同社より「現在、コンピューターを用いたシステムによ